

## 議案第11号

### 港区介護保険条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正理由

第8期港区介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）における総給付費に基づき、第1号被保険者の保険料額を定めました。また、介護保険法施行令等の一部改正により、第1号被保険者の保険料額を所得ごとに定めるための合計所得金額の計算方法等が改められたため、「港区介護保険条例」の一部を改正します。

#### 2 改正内容

##### (1) 第8期介護保険料について

保険料率の該当年度を「令和3年度から令和5年度」に改めます。

なお、保険料は第7期と同様に、基準額（第5段階）年額74,940円、所得段階17段階です。

第1段階	18,735円	（本則	33,723円）
第2段階	33,723円	（本則	41,217円）
第3段階	44,964円	（本則	48,711円）

##### (2) 長期譲渡所得の控除について

令和2年度税制改正において、空き地や空き家等の低未利用土地の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から、100万円を控除することができるとされました。

保険料額の所得段階区分の判定に当たり、長期譲渡所得の特別控除において租税特別措置法を引用しているため、新設された租税特別措置法の「第35条の3第1項」の文言を追加します。

##### (3) 給与所得や公的年金等の所得控除の特例について

税制改正による見直しに伴い、所得金額調整控除により控除額が一律10万円引き下げられることから、令和3年度から令和5年度まで給与所得又は公的年金等の所得がある場合は、合計所得金額から10万円を控除する規定を追加します。

#### 3 施行期日

令和3年4月1日